

## 「リスクリングを通じたキャリアアップ支援事業」ロゴマーク使用規程

制定 2023年10月23日

### 1. 目的

「リスクリングを通じたキャリアアップ支援事業」ロゴマーク使用規程（以下「本規程」という。）は、別紙に掲げる「リスクリングを通じたキャリアアップ支援事業」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用するに際して、遵守すべき事項を定める。

### 2. 管理者

ロゴマークの管理者は、経済産業省とする。

### 3. 使用者

(1) ロゴマークは、以下に掲げる者が、リスクリングを通じたキャリアアップ支援事業の取組推進に資する自らの活動のために使用することができる。

- ・リスクリングを通じたキャリアアップ支援事業の補助事業者として交付決定を受けた者
- ・第6条の規定により使用の申請を行い、事務局から承認を受けた者

(2) ロゴマークの種類ごとにおける使用者の条件は、別紙に掲げるものとする。

### 4. 使用の基準

(1) このロゴマークは、無断で使用することはできない。

(2) このロゴマークの使用については、経済産業省の監督のもと運営される、一般社団法人環境パートナーシップ会議がリスクリングを通じたキャリアアップ支援事業の事務局業務を委託する者（以下「事務局」という。）が承認する。

(3) このロゴマークの使用を承認された者（通常使用権者。以下「使用者」という。）は、第三者にロゴマークの使用権を再許諾又は譲渡等することはできない。

(4) 次の各項のいずれかに該当する場合は、いかなる場合もロゴマークを使用することはできない。

- ・主として、特定の政治、思想、宗教、募金等の活動と結び付いた使用となる場合
- ・リスクリングを通じたキャリアアップ支援事業の目的に準じた正しい理解の妨げとなるおそれのある使用となる場合
- ・法令や公序良俗に反するような方法で使用となる場合
- ・不当な利益をあげることを目的とするような使用となる場合
- ・特定の企業、団体又は個人の売名に利用されるような使用となる場合

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「風俗営業」（①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号の営業許可及び旅館業法第3条第1項に規定する許可を受け旅館業を営む事業者、②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号の営業許可及び食品衛生法第52条第1項の許可を受け、生活衛生同業組合の組合員であり、料金の明示、明細の交付など会計処理を的確に行うことについて組合による指導を受けた旨の確認を得て飲食店を営む事業者を除く。）、「性風俗関連特殊営業」、「接客業務受託営業」を営んでいる事業者による使用となる場合
  - ・次のいずれかに該当する場合
    - イ 事業主、又は事業主が法人である場合当該法人の役員又は事業所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者及び暴力団の構成員等の統制の下にあるもの（以下「暴力団員等」という。）のある事業所
    - ロ 暴力団員等をその業務に従事させ、又は従事させるおそれのある事業所
    - ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する事業所
    - ニ 暴力団員等が経営に実質的に関与している事業所
    - ホ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力又は暴力団員等を利用するなどしている事業所
    - ヘ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業所
    - ト 役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業所
    - チ イからトまでに規定する事業所であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業所
  - ・本規程に反した使用となる場合
  - ・その他、事務局が不適切と判断する場合
- (5) このロゴマークと誤認される類似のマーク等を使用してはならない。
  - (6) ロゴマーク使用に関する諸解釈の権限は経済産業省に属する。
  - (7) ロゴマークの使用方法、表現等については、使用者の責任で、関係法令等を遵守の上、判断すること。使用者によるロゴマークの使用に係るクレーム等には、経済産業省及び事務局は一切の責任を負わないこととする。

## 5. デザイン等

使用者は、ロゴマークのデザイン等については、「リスキリングを通じたキャリアアップ支援事業 ロゴマーク使用の手引き」又は「リスキリングを通じたキャリアアップ支援事業 ロゴマークガイドライン」を遵守すること。

## 6. 使用申請方法

(1) リスキリングを通じたキャリアアップ支援事業の補助事業者として交付決定を受けた者は、事務局からロゴマークの使用を承認されたものとする。

(2) ロゴマークの使用を希望する者は、ホームページ上で案内するロゴマーク使用申請方法に基づき、事務局宛てに申請することとする。

なお、当該申請のために提出した使用者名等の情報は、事務局にてホームページへの公表を含む情報発信等に活用できるものとする。

(3) 事務局は、申請内容を審査の上、ロゴマーク使用に関する審査結果を通知する。

(4) 事務局は、ロゴマークの使用申請及び使用に当たって必要に応じて条件を付すことができる。

## 7. 使用料

ロゴマークの使用料は、無料とする。

## 8. 遵守事項

(1) 使用者は、関係法規を遵守するとともに、「リスキリングを通じたキャリアアップ支援事業 ロゴマーク使用の手引き」、「リスキリングを通じたキャリアアップ支援事業 ロゴマークガイドライン」における規定を遵守し、ロゴマークの機能と品位を損なうことのないよう努めるものとする。

(2) ロゴマークの使用にあたって要する費用の一切は、第三者との係争、審判、訴訟等について要した費用を含め、使用者が負担するものとする。

(3) 使用者がロゴマークの使用に起因して第三者に損害を与えた場合、使用者はこれに対する全責任を負う。経済産業省及び事務局は該当事由に一切関知しない。

(4) 使用者は、事務局から要請がある場合、ロゴマークの使用実態の報告等を事務局へ行わなければならない。

(5) 使用者は、ロゴマークを商用利用してはならない。

(6) 使用者は、原則として、リスキリングを通じたキャリアアップ支援事業の趣旨に沿った広報活動にのみ、ロゴマークを使用することとする。

## 9. 使用期間

原則として、ロゴマーク使用期間は 2026 年 3 月 31 日までとする。また、使用期間を超

過したロゴマークの使用が無いよう、使用者は注意をもって管理し、ロゴマークの使用の基準に従って、その運用を図らなければならない。

#### 10. 使用状況の報告

事務局は、必要に応じ、使用者に対して使用状況の報告を求めることができる。

#### 11. その他

事務局は、いかなる場合においても、使用者がこの規程に違反した場合や申請内容に虚偽が認められた場合、その他事務局が不相当と認める場合には、ロゴマークの使用承認を取消すことができる。経済産業省及び事務局はこれに起因する損失補償について一切の責任を負わない。

なお、本規程の解釈その他疑義は経済産業省が決定する。



#### 12. 施行年月日

本規程は2023年10月23日から施行する。経済産業省は、本規程の適用の状況に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

#### 13. 規程の変更

経済産業省が本規程を更新し、利用条件を変更した場合は、既に許諾を行った利用に関しても変更後の規程及び利用条件を適用する。

(別紙)

ロゴマークの種類	使用者の条件
<p data-bbox="240 421 611 499">本事業の紹介に使用する場合 (基本ロゴ)</p>  <p data-bbox="371 551 619 640">経済産業省 リスキリングを通じた キャリアアップ支援事業</p>	<p data-bbox="679 421 1359 499">補助事業者、行政機関、教育機関、業界団体等の特定 非営利活動法人及び公益法人、報道機関等</p> <p data-bbox="679 517 1359 595">※民間企業による使用は、補助事業者及び報道機関に 原則限定</p>
<p data-bbox="240 707 611 786">賛同の意思表示に使用する場合 (賛同ロゴ)</p>  <p data-bbox="371 837 619 927">経済産業省 リスキリングを通じた キャリアアップ支援事業</p>	<p data-bbox="679 707 1359 931">民間企業（補助事業者を除く、補助事業者が補助事業 を通じて支援した転職希望者を含む人材の求人を行 っている者）、行政機関、教育機関、業界団体等の特定 非営利活動法人及び公益法人、その他事務局が認める 団体</p>